



2017年9月20日 第2018-06号

【発行】 J A M

【発行責任者】 中井寛哉

【編集】 総合政策グループ

TEL 03-5860-6150

E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

労働政策審議会労働条件分科会

労働者側委員の意見を付し、 労基法改正の法案要綱「おおむね妥当」で答申

9月15日、第141回労働政策審議会労働条件分科会（以下、分科会）が開催されました。

前回の分科会の最後に、分科会長より、次回取りまとめに向けて、引き続き議論したいとの発言があったことを受け、法案要綱につき、労使双方から、総括的意見を述べました。（なお、9月8日に諮問された、労働基準法改正法案を含む、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する

法律案要綱」のうち、労働者派遣法部分が修正されています。）

分科会の最後に、分科会長より「要綱」の内容にて取りまとめ（答申）を行うとの意向が示され、労働者側委員の意見を付す形で、「おおむね妥当」として、厚生労働大臣に報告することとされました。分科会での議論は今回で終了。労働者側委員が法案要綱に付した意見は、下記のとおりです。

- 1 厚生労働省案は、当分科会所管関係については、おおむね妥当と認める。
- 2 労働者代表委員から、法案要綱全体については、過労死・過労自殺ゼロの実現はもとより長時間労働の是正に向けた罰則付き時間外労働の上限規制の導入という労働基準法70年の歴史の中での大改革をはじめ、中小企業が適用猶予された月60時間超に対する時間外労働の割増賃金率の引上げ、年次有給休暇について年間5日の時季指定義務を使用者に課すこと等、評価すべき内容が多く盛り込まれている一方、要綱第一の五の企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大及び要綱第一の六の特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）の創設については、当分科会で指摘してきた懸念点について、労働者の健康確保の重要性に関する公労使三者の共通認識の下、対象業務の範囲の明確化、健康確保措置の強化といった修正がなされたが、長時間労働を助長するおそれがなお払拭されておらず、実施すべきではないとの考え方に変わりはない、との意見があった。

労働者側委員として発言をしてきたJAMの川野副書記長は、分科会での議論を振り返り、『高度プロフェッショナル制度』『企画業務型裁量労働制』が含まれた法案要綱が、『おおむね妥当』として答申されたことは大変遺憾である。割増賃金率のダブルスタンダードの解消も2022年4月からの廃止のままであるが、使用者団体には『中小企業においても先行した取り組みを推進していただきたい』と最後に要請をした」と述べています。

さらに、「われわれ労働組合は、労働協約や就業規則によって法以上の基準を企業内に定めることがで

きる。長時間労働を是正するため、組合員の命と健康を守るため、徹底した労使協議を展開していただきたい。加えて、労基法改悪阻止の取り組みは立法の場に移ることになるが、世論を喚起し最後まで反対する署名活動に、一層のご尽力をお願いする」と今後の取り組みについて、力強く語っています。

現在、活動を展開している「労基法改悪に断固反対！」の署名活動は、今月末まで。改正案の内容と懸念される点を記載しています。周知活動含め、ご協力をお願いします。

以上